

R7さくら市経営力強化資金

制度の概要

◆ご利用いただける方

次の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ・中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者
- ・市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる方
- ・市税を完納している方
- ・セーフティネット保証5号認定を受けた方
- ・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行ができる方

◆融資限度額及び利率等

資金使途	融資限度額	貸付期間	年利率	備考
借換	20,000千円	5年以内	1.2%	据置期間1年以内
		10年以内	1.4%	

◆借換対象資金

- ・さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金(R2)のうち、セーフティネット保証及び危機関連保証の認定を受けて借り入れた資金
※3%減少要件で借入した場合は不可
- ・さくら市緊急経済対策特別資金(R3～R6.6.30)のうち、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号(～R3.12.31)、危機関連保証の認定を受けて借り入れた資金
- ・伴走支援型特別資金(R5～R6.6.30)

◆保証料

融資を受けるためには栃木県信用保証協会の保証が必要となります。
保証料(条件変更分を除く)については、さくら市が全額負担いたします。

お取扱い窓口

- ◆足利銀行氏家支店(682-2321) ◆烏山信用金庫氏家支店(681-7211)
- ◆栃木銀行氏家支店(682-2711)

※融資制度に関するお問合せは、市商工観光課(686-6627)、氏家商工会(682-2019)及び喜連川商工会(686-2122)でもお受けしております。